

令和4年度（2022年度）第4回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年12月28日（水）午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 吹田市文化会館（メイシアター 集会室）
- 3 出席委員 （委員長） 梶 哲教  
（委員） 高橋 明男  
（委員） 小野 憲一

4 会議の概要

契約候補者の選定にあたり、プロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、所管室課の担当者同席の上、その実施の適否の審議を行った。

案件	案件名
1	*****
2	子どもの塾・習い事費用助成事業
3	吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務
4	*****
5	*****
6	吹田市介護予防事業いきいき百歳体操フォロー講座業務
7	佐井寺西土地区画整理事業に係る調査支援業務
8	*****

5 議事録

○梶委員長 本日は全委員が出席していますので、委員会規則第5条第2項の規定により本委員会は成立していますことを報告させていただきます。それでは、プロポーザル方式実施の適否の審議を始めます。それでは、次第1の予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否について審議を行います。なお、先ほど事務局から説明があったように、案件1については本日の審議を一旦留保して欲しいとのことですので、案件2から審議を進めます。

## 次第2 抽出案件の審議について

### 案件2 子どもの塾・習い事費用助成事業

○子育て施策室 説明

○梶委員長 先生方から質問はありますでしょうか。

○小野委員 子どもの人数としては1,240人程度を見込んでいるという説明ですが、予算額の内訳の概要を教えてください。小学生が多いのか中学生が多いのか、という質問に変えてもよいですが。

○子育て施策室 対象は小学生が2学年、中学生が3学年で、人数は中学生の方が多いです。傾向として学年が上がるにつれ人数も少しだけ多くなります。

○小野委員 分かりました。月額1万円という金額の算定根拠は何でしょうか。

○子育て施策室 こちらにつきましては、他市の類似事業を参考にしました。福岡市や大阪市で月額1万円としていることから、本市でも1万円を上限と考えています。

○小野委員 複数の習い事をして構わないけれども、上限1万円だということですね。

○子育て施策室 そのように考えています。

○小野委員 ありがとうございます。

○梶委員長 高橋先生、いかがでしょうか。

○高橋委員 塾等の事業者の質の確保の方法として、受託事業者がまずは確認して、市がそれをさらに確認するという仕組みですね。要件に合致しているかどうかは、まずは、受託事業者の方で判断するということですね。

○子育て施策室 おっしゃるとおりです。書類に不備がないか書類漏れがないか等はまず受託事業者に審査してもらうように考えています。登録の決定は市が行います。

○高橋委員 不審な点があれば訪問するというのは、誰が訪問するのですか。

○子育て施策室 受託事業者の場合もあれば、市が直接訪問することも考えています。

○高橋委員 審査の過程の段階だけでなく、運営されている途中の段階でも問題があれば、そのような調査を行うという趣旨ですか。

○子育て施策室 利用実態や稼働実態がないのではないかと、市民からの問い合わせ等あれば、確認したいと思っています。

○高橋委員 運営されている段階で、問題があった場合には、何らかの監督をされるのですか。それは誰がされるのですか。

○子育て施策室 事前にいただいた書類の内容に不正がある場合には、そもそも助成の対象としない、登録から外すことを考えています。最終の判断は市が行うと考えています。

○高橋委員 登録の決定は市がされるということですが、登録を外す根拠は市が定めているのですか。

○子育て施策室 現時点で定めているものはないですが、事業実施に当たっては定めてい

こうと思っています。

- 高橋委員 何らかの要綱のようなものは定めておいた方が良いのではないかと思います。審査をどういう形で市がするのかということ、その過程では調査をする可能性もあるということ等ですね。何らかの問題があったときには、登録を除外するということもあり得るというようなことは、要綱で定めていた方が良いと思います。
- 子育て施策室 御指摘のとおり、補助金要綱等でしっかり定めたいと思います。
- 高橋委員 それから、書かれている内容は保護者を対象としているので、ヤングケアラーの子どもの方が利用できないという恐れがあるのではということが気になります。そもそもヤングケアラーがいるかどうか、市は把握されているのでしょうか。
- 子育て施策室 本年度に生活実態調査を小学5年生と中学2年生の親子に対して行いまして、その中で子どもへの質問の中に、直接的な表現ではないですが、あなたの家族にお世話を必要としている人はいますかといった項目を設けています。お手伝いと線の引きが難しいので、はっきりとヤングケアラーが何人ということは言えませんが、長時間、お世話を費やしているとの回答もありましたし、支援機関の聞き取りの中でもヤングケアラーがいるということは聞いています。
- 高橋委員 ヤングケアラーの負担が大きいような場合には、深刻になる可能性もあると思いますので、それに沿った形の施策も併せて考えていただきたいと希望します。
- 梶委員長 私の方から幾つかお尋ねいたします。先ほど高橋委員からの質問にもありましたが、参画事業者からの登録の手続きについて、受託事業者が審査をして、吹田市が受理不受理を決定するという、形式になっていますが、この受理不受理の決定が、公権力の行使に当たるかどうか気になります。今のお話ですと、公権力の行使には必ずしも当たらないということのようですが、仮に参画事業者が登録を申請して、それを拒否されて、納得がいかないという場合の救済手段はどのように考えていますか。
- 子育て施策室 いただいた書類に不備等あって、それを先方が修正するというような形で登録に至ることもあると思いますが、事業内容が市の要件に当てはまらず、不承認という形にした場合には不承認理由を必ず明記するので、その状況が改善される、若しくは無くなったことが確認されれば、登録、事業実施という運びになると思われます。そこまでは丁寧な説明、事業所からのヒアリングを重ねていくことになると思います。
- 梶委員長 参画希望事業者はその習い事が費用の助成の対象として適切だと考えているけれども、受託事業者は、それが適切だと判断せず、見解が分かれた場合に、その救済手段があるのかということが気になったのですが、諦めるしかないのでしょうか。
- 子育て施策室 塾、習い事というのは、学習塾、お習字、ピアノ教室、水泳等、社会から一般的に認知されているものを考えていますが、これとかけ離れている場合にそのような議論になってくるのではないかと思いますので、そこをどう仕様書に落とし込むのかということだと思っています。

- 梶委員長 それで見解が分かれた場合の救済手段の話です。具体的な例として適切かどうか分かりませんが、例えばいわゆるeスポーツがスポーツに当たるかどうかという点についての見解の対立や、あるいはマージャン教室がこういう小中学生にとって適切かどうかや、そういった点についてはいろいろ判断の分かれるところかと思えます。
- 子育て施策室 そのこの辺りまで想定してなかったというのがお答えでして、今ご意見をいただいたところを踏まえて、慎重に考えていきたいと思えます。
- 梶委員長 まず、私が気になったのは審査は受託事業者が行うということから、そもそも公権力の行使に当たるのかどうか、よく見たら市が受理不受理の決定をすることだから、市長の名前でその決定は行われることになるのだろうなと思ったのですが、今お話を伺った限りで、要綱に基づくものとするれば、救済手段の規程がない点で不備はどうしても出てくるというのは気になったところです。それと事前質問でもお尋ねした生活保護家庭被保護者の場合の収入認定について、先行事業実施都市である福岡市では収入認定されていないという話ですが、保護基準との関係では大丈夫ですか。厚生労働省の見解は確認されていますか。
- 子育て施策室 事務次官通知で収入として認定しないものの取り扱いの中に、自立更生を目的として計上される金銭のうち、当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額という規定がございます。福岡市はこの項目を適用し、認定除外していると確認しています。
- 梶委員長 分かりました。その点については結構です。他には先生方がいかがでしょうか。
- 小野委員 例えば何かピアノ教室ばかりたくさんあり、スポーツ教室が全然ない等、そういう非常にバランスが悪いことになるとう本来の目的を達することができないので、その対策は何か考えていますか。
- 子育て施策室 今後、募集要項を作るにあたってそこも検討していきたいと思えます。
- 小野委員 分かりました。
- 梶委員長 他にはいかがでしょうか。
- 高橋委員 先ほど梶委員長が質問されたことに関してですが、要綱の中に苦情処理の仕組みを規定したらいいかと思えます。参画事業者からと、利用者からの苦情処理の両方を備えておいたら、より良いものになると思えます。
- 梶委員長 それではこの案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。

### 案件3 吹田市立総合福祉会館生活介護施設運営業務

- 総合福祉会館 説明
- 梶委員長 これは市立総合福祉会館で、デイケア通所介護の事業をやっていると理解してよろしいでしょうか。
- 総合福祉会館 はい。
- 小野委員 何点かお聞きします。まず、このエリアの対象者は何名ぐらいで、利用者、利用実態がどれぐらいなのか教えてください。
- 総合福祉会館 対象者については、今、手持ち資料がありませんのでお答えはできませんが、利用者については、大体20名前後です。
- 小野委員 それは毎日20名ということですか。
- 総合福祉会館 最高は20名ですが、毎日10名程度になっています。
- 小野委員 分かりました。それから、資料の理由の中に、「利用者の満足度が高くなる、事業者の運営」ということが書いてありますが、利用者の満足度はどのように確認しているのでしょうか。
- 総合福祉会館 平成24年10月から委託を開始しており、その間に、御家族並びに利用者の方と数回の懇談会を開催し、その中で苦情、クレーム等は聞いておりません。
- 小野委員 そうすると、過去にプロポーザル方式を行ったということですが、このプロポーザル方式の中で、何か問題があったかどうかについてはいかがでしょうか。
- 総合福祉会館 特に問題等は何もありませんでした。
- 小野委員 ありがとうございます。
- 梶委員長 高橋委員からいかがでしょうか。
- 高橋委員 対象が障がい者の支援ということなので、障がい者の場合は運営側との信頼関係の維持や構築が非常に重要だと思いますので、問題がないのであれば、事業者が変わらない方が適切ではないかという判断もあり得ると思います。そういった観点から見て、例えば、随意契約で継続することは考えられたのでしょうか。
- 総合福祉会館 平成27年の10月に、プロポーザルで現事業者と3年契約し、その後、あまり事業者を変えるのは良くないということで、平成30年から同じ事業者と5年間の随意契約をしています。現事業者とは契約期間が8年になるのですが、あまり長期間同じ事業者というのも問題があるのではないかと思います。今回はプロポーザルにしました。
- 高橋委員 確かに、何らかの問題があれば、変える必要が出てくると思いますが、回答を拝見する限り深刻な問題はないということなので、あえて変更するという方向に舵を切る必要があるのでしょうか。特に利用者である障がいを抱える人の心理的な要素を考えるとどうなのかなと思います。今の答えだと、何か問題があった訳ではないけれども、環境を変えていこうという話に聞こえてしまいますので、それでいいので

しょうか。

- 総合福祉会館 最初は直営で事業を実施していて、その後、プロポーザルを実施して契約をし、今に至っています。現契約は5年の契約で、一つの事業所が長い間事業を実施すると緊張感が無くなることも考えられますし、単年度では、事業者が変わることで、利用者の方の心の負担や精神的な負担があるので3年間の契約をしています。あくまでも利用者の方がサービスを丁寧に受けられる事業者を選びたいということで、今回プロポーザルを実施したいと考えています。
- 高橋委員 利用者にとってそれが良い方向で働くのなら、私もそれは良いと思います。今回の場合、3年間の契約期間になっています。確かに、もうあと5年というのは長くなってしまふということではありますが、もう3年だったら先般の事業者で継続し、改めてその後、5年間の契約が考えられるでしょうから、その時に改めてプロポーザルでという方法もあるのではないのかと思います。
- 総合福祉会館 令和8年度以降に総合福祉会館の大規模改修を検討していますので、今回は3年間で契約をしたいと考えています。
- 高橋委員 利用者側にとっての利用継続性が重要だということは、認識されていると思いますので、審査に当たって、その点を配慮するような項目を設けるとするのは、それは現事業者に対して有利な要素になってしまいますが、ただ、今回のような案件を考えた場合に、応募する事業者との間の公平性というよりは、利用者にとっての利便、利益を考慮する必要がありますので、審査項目や、その審査項目の重みづけ等で何か工夫をして欲しいと思います。
- 総合福祉会館 貴重な御意見いただきましてありがとうございます。新年度になりましたら、選定委員会を立ち上げる予定をしていますので、その中で、今の御意見も参考にしながら、審査の基準を作成していきたいと考えています。
- 梶委員長 私から幾つかお尋ねします。今選定委員会のお話がありましたが、その構成はどんな方々になるのでしょうか。
- 総合福祉会館 まだ選定はしてないですが、福祉団体や財務関係に詳しい税理士の方をお願いしているので、今回も同じ形になると考えています。
- 梶委員長 福祉団体は分かりますが、財務の関係の方が入ってくるのはなぜでしょうか。
- 総合福祉会館 社会福祉法人や株式会社が応募されますが、財務の体質や自己資本費比率等の一定の基準がありまして、それより上になっているのか、それを下回っているのかを税理士に評価していただいています。
- 梶委員長 これまでプロポーザル方式を実施したというのは、平成24年度が初めて、その次が27年度で、その次がいつになりますか。
- 総合福祉会館 平成24年10月1日から、まずは平成25年の3月末まで半年間のプロポーザルでの契約を結んでいます。それ以降の25年度、26年度、27年の9月末までは単

独随意契約で契約をして、平成27年10月からは3年間の契約、平成30年10月からは、随意契約で5年間の契約になっています。

- 梶委員長 平成30年はプロポーザルではなかったのですかね。
- 総合福祉会館 平成30年は吹田市障がい者サービス業務委託事業者選定等委員会を開きまして、そこで慎重に審議をして、その結果良好とみなされましたので、その後、吹田市公共工事等入札契約制度改善検討委員会がありまして、当初計画が承認されたので、引き続き現委託業者と5年間の随意契約をしています。
- 梶委員長 従前の事業者と随意契約を結んだとそういうことですね。分かりました。
- 梶委員長 それでは、この件について当委員会では、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。

#### 案件6 吹田市介護予防事業いきいき百歳体操フォロー講座業務

- 高齢福祉室 説明
- 小野委員 今まで直営でやっていたものの一部をプロポーザル方式で業者に担当させるということですね。
- 高齢福祉室 おっしゃるとおりで、今現在年2回フォロー講座をしておりますが、説明資料にも書いておりますように、年2回のうち1回分を委託しようとしております。
- 小野委員 この体操に参加されるお年寄りの方は、こういったルートでこの事業に参加されるケースが多いのでしょうか。
- 高齢福祉室 現在、直営で介護予防事業のはつらつ体操教室を3ヶ月の12回実施で、各地域で実施しています。その教室の方で実技指導また介護予防に係る必要な講座等を受けていただきまして、運動等介護予防が必要だということを御理解いただいた上で、いきいき百歳体操もその講座の中で実施していますので、自宅から通いやすい場所でグループを立ち上げていただくというような、流れをこちらから提案するという形が1点と、地域包括支援センターと市民の方々が常日頃連携していますので、少し介護予防に力を入れていただきたいなという声が上がりましたら、まずはつらつ体操教室の方へ案内しまして、参加いただき、そのあといきいき百歳体操の方へ移行されるというような流れになっています。
- 小野委員 事前資料で成果が見込まれる事業者の数をお聞きしたところ、4者を想定していますという回答ですが、業種はどんな事業者を想定されているのでしょうか。
- 高齢福祉室 いわゆるスポーツジムやフィットネスクラブを運営する事業者を想定しています。
- 高橋委員 現在直営ということですが、現在のやり方は、住民の人が例えば指導員みたいなものをされるようなイメージですか。

- 高齡福祉室 グループの立ち上げ当初は、運動の訓練職という専門職の者が立ち上げの支援に行っていました、運動のことを事細かに指導しています。グループの皆様はDVDを見ながら、それを継続しますが、会場の設営、行政との調整をされているグループもありますし、運動が得意な方に関しましては、その運動の指導等もしてくださっています。また、いきいき百歳体操を運営するにあたり、介護予防事業に関わる介護予防推進員という方々を高齡福祉室で養成してしまして、その方々には運動のこと等も講座の中で取り組んでいるので、その方々がグループの中にいらっしゃる場合は、指導にも注力いただいています。
- 高橋委員 高齡福祉で実際に職員が行っている業務の一部を委託するということですね。今までのやり方自体は変わらないということですね。
- 高齡福祉室 住民の方たちに主体的に参加していただいて、グループそのものの毎週の運営をしていただくという方向性は変わりません。
- 高橋委員 資料の中に書いてある健康運動実践指導者、介護予防主任運動指導員、介護予防運動指導員は、何か特別な資格があるのではなくて、色々な経験を積んでこられたという意味ですか。
- 高齡福祉室 理学療法士、作業療法士は、ご存知の通り医療職になります。健康運動指導士は、健康体力づくり事業財団が、高齢者やメタボの関心の運動指導等をするものに対して養成をしている資格になります。健康運動実践指導者は、同じく健康体力づくり事業財団が出している資格になりますが、健康運動指導士とどう違うかと申しますと、健康運動指導士は、運動プログラムを組み立てる他に、利用者の健康状態や、整形外科的な医療的なことも理解しつつプログラムを組み、運動の指導もするというのが指導士という資格です。  
指導者は、プログラムを組むことはなく、その指導士が組んだプログラムを実践するという者になっています。介護予防主任運動指導員、介護予防運動指導員も資格がないわけではなく、例えば保健師の資格であったり、健康運動指導士であったり、資格を持っていることが受講要件となっていて、その方々が介護に対する知識を吸収された後に、運動の指導をすることになっています。
- 高橋委員 あとの二つに関しては、何らかの研修を受講されて、この指導員に就かれるということですか。
- 高齡福祉室 この介護予防主任運動指導員、介護予防運動指導員というものは、東京都健康長寿医療センター研究所というところが主体となりまして、資格を発行している団体になります。
- 高橋委員 民間の認定の資格が想定されているということですね。かなり一般的な資格と考えていいですか。
- 高齡福祉室 はい。介護予防と運動に対する指導に関しましては、健康運動指導士、健康運動実践指導者で、介護予防に関しましてはこの介護予防主任運動指導員、介護予

防運動指導員というのが主流の資格になると思っています。

- 梶委員長 従来までは、高齢福祉室がこの仕事をされてきたということですが、基本的にその仕事を事業者の方に委ねるということではないということでしょうか。従来の仕事をそのまま委ねるということであれば、基本的にしなければならない仕事の中身というのは、確定しているのではないのかと思われませんが、そうではなく、新たな仕事があると考えておられるのでしょうか。
- 高齢福祉室 高齢福祉室に在籍している職員は、理学療法士、作業療法士、教員免許を持っている体育指導員という職種になりますが、今回業務委託するに当たりまして、その3職種だけではなく、健康運動指導士、健康運動実践指導者等、資格要件を少し広げて、対応していこうと思っています。そういう有資格者をどのように確保するのかというあたりは、その事業所によってかなり確保の仕方が異なっていると思いますので、またそのあとの正規職員でいくのか非正規でいくのかであるとか、そういう方々への研修体制をどのように構築しているのかというようなものも事業所によって特色があるかなと思っています。ヘルプデスクの設置の仕方とか、直接のフォロー講座当日の支援そのものは継承しつつも、そういう人材確保の方法、職種の選び方、人材育成、そういうことも多面的に評価して、そういうことも一緒に委託するということがプロポーザルでと考えています。
- 梶委員長 こういう方々を行政が運用するというわけにはならないですか。
- 高齢福祉室 人員確保の定数管理の課題とかもございまして、市で直接雇用というよりは、委託可能なものは民間の活力を生かし、市だけでは考えるのが難しいようなスポーツジム等、様々な業務をされている民間事業者にご提案いただくことで、より良い個別指導のあり方であるとか、いきいき百歳体操にプラスしてご提案いただくような指導内容もあると期待しています。
- 梶委員長 DX推進という話がありましたが、これについてはむしろ、事業者を入れることが適切なのか私としては疑問です。直営ではなく、事業者によって上手くいくのでしょうか。
- 高齢福祉室 DXの推進に関しましては、出欠等管理システムの導入準備をしている最中でして、令和5年の4月から運用開始となります。体力測定の結果やフォロー講座の当日に行うアンケートの結果を、個人情報隠して直接入力して、クラウドに上げていくものになるのですが、そういう端末を受託事業者に貸すことで、市と事業者が同じシステムを使うことになり、紙面でのやりとりや、エクセル入力のような事務が簡略化されるものです。
- 梶委員長 将来、委託の範囲を拡大していくことを検討されているのでしょうか。
- 高齢福祉室 いきいき百歳体操のグループ数は増えておりますので、今後、業務量の増加に伴ってフォロー講座の回数が増えると思っていますが、全てを委託することは、現時点では考えていません。

- 梶委員長 年2回のうち1回という話が2回になることや、活動支援講座が委託の対象になっていくことはあるのでしょうか。
- 高齢福祉室 今現在第9期吹田健やか年輪プランという高齢者保健福祉計画を作成していきいき百歳体操を含めた通いの場の支援のあり方については、この3年間の間に検討を重ねていきます。年2回という今のフォロー講座の回数の見直しについても今回の契約期間の間に検討し、令和8年の上半期までのプロポーザル実施に向けて調整を進めます。
- 梶委員長 この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。

#### 案件7 佐井寺西土地区画整理事業に係る調査支援業務

- 地域整備推進室 説明
- 小野委員 市が主体となる公共団体施行による土地区画整理事業については、近年実施例が少ないということですが、過去に吹田市が主体となって区画整理事業を行った例はありますか。
- 地域整備推進室 過去に市の施行した区画整理事業がありまして、江坂駅周辺の区画整理事業を皮切りに、佐井寺東、南、北というように区画整理事業は全て市の施行で実施をしています。ただ、終わりましたから20年ぐらい経っています。
- 小野委員 当時も市の担当部局が担当したわけですね、今回過去と比べて、プロポーザルにした理由の要点を御説明いただけますか。
- 地域整備推進室 過去は事業者と随意契約していましたが、今回、事業の円滑な推進に向けての支援がどういう形でされるかということ、プロポーザルで確認をしながら事業者の選定をしていきたいということが理由です。
- 小野委員 過去にも同様の事業内容を、随意契約をされていたということなのですね。
- 高橋委員 この土地区画整理事業を行うにあたって、市はそれが組合施行であったとしても様々な監督的な業務はあるわけですね。ただ、現状でこの事業を直営で行おうとすると、人手が足りないことになるのでしょうか。20年前に直営で行ったときと比べると、現在の職員の体制からすると不十分だからですか。
- 地域整備推進室 区画整理事業は組合施行と、公共の施行と2種類あります。組合施行の場合は、地権者で組合を設立し、3分の2以上の地権者の合意があって初めて成り立つ事業です。当該地形は非常に高低差があり、道路だけを作ると道路と沿道で高低差ができ、ただ通過するだけの道路が発生する特殊な地形です。そういったことから、今回、市施行による区画整理事業を行ったのですが、非常に特殊な地形と、丘陵の南側で段差が生じる特徴があるので、専門性が求められます。プロポーザルで事業者

その辺りもノウハウをいただきたいと考えています。

○高橋委員 この事業を運営上での専門的な職種は、吹田市の職員の中でもおられるわけですね。市が主で、事業者に対し適宜、専門的な意見を聞いてという形なのか、むしろ事業者の方が主体的に行っている中で、吹田市はそれに対してあくまで監督的な立場でという形なのか、どちらの方のイメージが近いですか。

○地域整備推進室 地権者や関係機関との協議を始め、コンサルに委託した部分に対しては、連絡や報告を行いながら随時業務監理、工程監理をします。コンサルに対しては特殊な国家資格や豊富な経験も求め、要望も一緒に対応しながら長期的に運用していきたいと思っています。

市が主体的にするというのは明らかですが、課題に対して、意見を聞きながら進めていきたいという考え方でいます。

○高橋委員 区画整理という形を取らないで、民間が全部買収してしまうこともあり得る話だと思うのですが、土地区画整理事業を進めていく上で、民間も含めた形の経験を積んでいる事業者が、かなり沢山あるという理解でいいですか。

○地域整備推進室 ある意味特殊な事業という形になりますが、ある程度の数の応募があると考えています。

○高橋委員 その事業者がどういう体制を組んでいるのかも含めてプロポーザルの審査をしていくということになるのですよね。調べた方が早いような事業者は当然受託されないでしょうし、市が持っている専門的な知見を上回るぐらいの経験や知見を持っているという事業者を受託してもらうということですね。

○梶委員長 業務に携わる事業者は建築設計事務所のような事業者を想定したらいいですか。

○地域整備推進室 契約検査室に登録している土木設計で、都市計画及び地方計画に登録している事業者を選んでいきたいと考えています。

○梶委員長 現状は仮換地設計及び仮換地指定まで進んでいるということですか。

○地域整備推進室 そのとおりです。

○梶委員長 今までは調査支援等に入った事業者はいるのですか。

○地域整備推進室 はい。平成30年度にこの事業を起こすための街づくり調査を制限付一般競争入札で行いまして、その後、平成31年、令和2年、令和3年、令和4年とこの調査業務をやっております。一番最初は制限付一般競争入札を行いましたが、それに関連する内容ということで、随意契約のガイドラインを確認しながら、その後は、随意契約を結んでいます。

○梶委員長 今回対象となっている案件は、一般競争入札で相手方となった事業者と異なる事業者であっても、特に問題はないと考えていますか。

○地域整備推進室 ここまで地権者とどういった形で仮換地を結ぶ決定していくか等、審議会を通して決定し、それを単年度ごとに行って仮換地指定を迎えて、区切りがつい

たと思っているので、今後、長期的に区画整理事業を行い、地権者からこういった要望があるか、円滑にどう進めていくか等を提案していただき、より一層事業者の選定に力を入れていきたいと思い、このプロポーザル方式を選びました。

- 梶委員長 しなければならない仕事は定型的で、それをスムーズに履行するかが評価の対象と理解してよろしいでしょうか。
- 地域整備推進室 そのとおりです。令和12年度に工事を終えて、その後換地によって計画換地処分、区画整理登記に向けての運用が非常に大事になってくると思います。それを円滑に進める、仮換地に対して、色々な土地利用等の地権者の要望が出てくると想定しています。それに対応できるように事業者を選定していきたいと思っています。
- 梶委員長 事業者が行う様々な調整についての苦情を処理するようなシステムは、市で作られるのですか。
- 地域整備推進室 システムは作らないですが、今までの仮換地の経験で色々な考え方に柔軟に対応していかなければならないと思っています。そして、コンサル力、ノウハウは非常に大事だと思っています。今後もプロポーザルで決まった事業者と一緒に事業を終えられるようにします。
- 梶委員長 市の側で独自に苦情処理に対応できる体制、あるいは対応できる人はいますか。
- 地域整備推進室 市が主体となる事業ですので、今回、支援していただくコンサル等もありますが、市の組織の中で苦情や相談に対応しておりますし、今後もします。
- 高橋委員 この事業は詰めの作業を残しているという感じなのですか。ずっとコンサルも随契で関わってきているということですね。その事業者も今回もプロポーザルで応募することはできるわけですね。プロポーザルするにしても、ほとんど随意契約を繰り返すのに等しいのではないかなという気がするのですが、その辺りはどうですか。
- 地域整備推進室 関わってきた事業者は地権者とも顔合わせをしていますし、有利だとは考えています。ただやはり、公共の事業なので、仮換地という大きな括りを終えた時点で、色々な事業者にもチャレンジしていただくような体制も、公共としては大事だと思います。色々な事業者に機会を与えるというのが市の役目でもあると思いますので、今回はプロポーザルで行いたいと考えています。
- 高橋委員 プロポーザルの評価基準はどこで設定されるのですか。
- 地域整備推進室 評価基準は地域整備推進室で作ります。1,000万円以上ですので、学識の先生の意見を聞き、プロポーザル選定委員会もガイドラインに基づいて立ち上げますので、そこでも判定します。部内だけではなく部外の方も半数以上入るので、平等な評価ができると考えています。
- 梶委員長 それでは、この案件について当委員会ではプロポーザル方式での実施が適し

ているものと判断いたします。

- 梶委員長 本日の審議案件は以上で終了いたしました。審議の中で、各委員から出された意見については、後日、事務局の方で取りまとめていただきまして、ご報告をいただいた上、確認を終えた後、また市長に報告することといたします。
- それでは、以上をもちまして令和4年度第4回吹田市入札等監視委員会を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。